別記〇

※総務省消防庁が公表した風水害対策ガイドラインを基に作成した実施計画作成例で

す。当該作成例を参考に、各危険物施設の形態及び想定される災害リスク等の実態に

応じて実施計画を作成し、予防規程又は社内規程等に追加してください。（下線部は

各事業所の実態に応じて記載。）

風水害対策の実施計画（作成例）

第1　 総則

　 1　 この計画は、「平時からの事前の備え」、「危険性が高まってきた場合の応急対策」、「天候回復

　　 後の点検・復旧」についての実施計画を作成し、これに基づき行うものとする。

　　2　 策定した風水害対策の実施計画は、予防規程に添付し、保管するものとする。

　　3　 想定される風水害リスクと危険物施設の実態を踏まえ、必要に応じて実施計画を見直すものと

る。見直した際には予防規程の変更申請を行い、認可を受けるものとする。

第2　 平時からの事前の備え

　　1　 災害リスクの確認

　　　 〇〇（所長など）は、地域のハザードマップを参照し、当所（社）が浸水想定区域や土砂災害警

戒区域に存しているか否か、また、降雨等に伴う浸水高さ等を定期的に確認するものとする。

|  |
| --- |
| 当所（社）で想定される風水害リスク |
| 浸水リスク | （例）想定される浸水深さ１～２ｍ　　※１ |
| 土砂対策リスク | （例）敷地西側の一部が急傾斜地の崩壊警戒区域に該当 |
| 強風リスク | （例）台風等による屋外の給水設備等の破損危険あり |
| 停電リスク | （例）停電時は自家発電設備により一定時間確保できる※自家発電設備を保有していない場合・・・（例）停電による照明設備及びその他電気設備の停止 |

　　　　 　※１：富山市洪水ハザードマップ上において、着色されていない白抜きの場所（標高が比較的高い場所で洪水による浸水の恐れがない場所）にある施設については、雨の降り方によっては、浸水することもあるとされていることから、浸水リスクの想定される浸水深さは「0.5m未満」と記載して下さい。

　　　　 2　 実施計画等の見直し

　　　　　　 〇〇（所長など）は、想定される風水害リスクと危険物施設の実態を踏まえ、定期的に実施計

画等の見直しを検討するものとする。

　　　　 3　　具体的な事前対策

　　　　　　⑴ 温度や圧力等を継続することが必要な物品については、停電に備え自家発電設備等のバ

ックアップ電源及び当該電源に必要な燃料等を確保する。また、これらの危険物保安上必要

な設備等についても、浸水等により必要な機能を損なうことのないよう措置するものとする。

　　　　　　⑵ 建築物や電気設備等における浸水を危険物保安上防止する必要がある場合には、土のう、

止水板、水密性のあるシャッター（建具型の浸水防止用設備）等を準備するものとする。

　　　　　　⑶ 浸水等により危険物が流出するおそれがある場合には、オイルフェンス、油吸着材、土のう

等の必要な資機材を準備するものとする。

4　　訓練等の実施

　実施要領等に基づき教育訓練を行い、従業員の習熟を図るとともに、対策実施に必要な時

間を確認して、タイムラインとの整合性を確保するものとする。

第3　　 風水害の危険性が高まってきた場合の応急対策

　 1　　 防災情報に応じた危険物施設の対応

防災情報（警戒レベル等）に応じた危険物施設の対応を次のように定める。ただし、施設

内で火災、危険物の流出等の被害が発生した場合は、これによらず必要な対応を講ずるも

のとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 警戒レベル | 危険物施設の対応 |
| レベル1（今後、気象状況悪化の恐れ） | ・　防災資機材の整備状況を確認する。・　防災情報の定期収集を開始する。 |
| レベル２（気象状況悪化） | ・　全従業員に施設の風水害リスク及び応急措置等について確認させる。・　施設の操業停止、規模縮小の準備を開始する。・　従業員の避難準備を開始する。 |
| レベル３（災害発生の恐れがある） | ・　防災資機材を使用し、計画に基づく応急措置を開始する。・　施設を定期巡回し、応急措置の完了状況等を確認する。・　レベル４ 発令までに施設の操業を停止する。・　レベル４ 発令までに全従業員が安全な場所に避難を完了する。 |
| レベル４（災害発生の恐れが高い） | ・　安全な場所で待機、情報収集等を継続する。 |
| レベル５（災害が発生または切迫） |
| 警戒解除 | ・　施設を巡回し、被害状況等を確認する。・　安全が確認できた後、操業を再開する。 |

2　　具体的な応急対策

　　　 ⑴ 危険物施設等における被害の防止・軽減を図るため、気象庁や地方公共団体等が発表す

る防災情報を注視し、浸水、土砂流入、強風、停電等による危険性に応じた措置を講ずるも

のとする。（予想される降雨量、風速、河川の水位、土砂災害危険性等の確認、避難先や避

難経路の確認等）

⑵　 従業者等の避難安全を確保するため、十分な時間的余裕を持って作業するものとする。

(3) 施設外に危険物の流出がないよう、浸水防止用設備の閉鎖を確実に行うほか、オイルフェ

ンスを適切な場所に設置するものとする。

(4)　危険物の流出を確認した場合は、油吸着材等により速やかに回収を行うものとする。

　 3 浸水・高潮・土砂対策

⑴ 土のうや止水板等により施設内への浸水や土砂流入を防止・低減するものとする。

⑵ 配管の弁やマンホールを閉鎖し、危険物の流出を防止するとともに、タンクや配管への水や

土砂の混入を防止するものとする。

⑶ 禁水性物質等の水に触れると危険な物品を保有している場合は、高所への移動、水密性の

ある区画へ保管するものとする。

⑷ 金属の溶融高熱物を保有している場合は、加熱をあらかじめ停止して十分温度を下げる。

　 4　　強風対策

　　 　⑴ 飛来物により配管等が破損した場合における危険物の流出を最小限にするため、配管の弁

等を閉鎖するものとする。

 　⑵ 屋外にある危険物を収容した容器及びコンテナは、流出防止のため高所への移動、ワイヤ

ーや金具での相互の緊結、重いものを下の方へ積む等の措置を講ずるものとする。

　　 5 停電対策

　　 　⑴ 危険物の製造や取扱いをあらかじめ停止するものとする。

　　 　⑵　 温度や圧力等の管理を継続することが必要な物品については、自家発電設備等により所要

の電力を確保するものとする。

※自家発電設備を保有していない場合の例

(1) 危険物の取扱いを停止し、漏洩が無いか確認する。

(2) 停電に伴う設備故障の確認及び機器の点検を実施する。

(3) 緊急用資機材（漏洩防止措置用の資機材、懐中電灯等）を準備する。

　　6　 関係機関への通報

浸水等に伴い、危険物が流出するなど周辺に危害を及ぼす事態に至る可能性がある場合は、

速やかに消防機関等の関係機関へ通報するものとする。

また、水と接触することで激しく燃焼する物品や有害なガスを発生させる物品が存する場合は、

その物質の性状や保管状況等について情報提供を行うものとする。

第4　　天候回復後の点検・復旧

天候回復後の点検・復旧は次によること。

　　　⑴ 点検を行い、必要な補修を施した後で再稼働を行うものとする。

　　　⑵ 浸水した施設では、容器等の破損や危険物の流出の有無を確認するものとする。

　　　⑶ 復旧に伴い、臨時的な危険物の貯蔵又は取扱いが必要となる場合は、危険物の仮貯蔵・仮

取扱いに係る実施計画に基づき安全対策を講ずるものとする。

　　　⑷ 電力復旧時の通電火災や漏電の防止のため、危険物施設内の電気設備や配線の健全性を

確認するものとする。